

## 高知県消防広域化に関する実務協議会 第1回総務部会及び財務部会

日時：令和8年5月26日（火）13時30分～15時30分

場所：高知城ホール4階 多目的ホール

出席：部会員41名出席中40名出席（代理出席4名を含む）

議事：（1）主な協議・意見交換事項

（2）その他

### 1 開会

### 2 部会長あいさつ

本日は大変お忙しい中、消防広域化に関します専門部会ということで、今年度の1回目の総務部会及び財務部会に、多くの市町村長の皆様、そして消防長の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

午前中は消防業務部会と通信・システム部会を開催しまして、午後もし引き続きご出席いただいている方々もいらっしゃると思います。連続となって恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

消防広域化の今年度につきましては、5月12日に全ての市町村長様に委員になっていただきました実務協議会を開催して、昨年度県が策定しました基本計画を基に実施計画案を作成する協議がスタートいたしました。その実務協議会では、1月に市町村の皆様に意向調査させていただいた結果を踏まえまして、統合に向けた県の推奨案など、様々な提案を基に意見交換させていただいたところです。さらに先週は、皆様が意見をできるだけ言いやすい環境で協議を行っていただくため、県内5つの方面に分かれまして、市町村長の皆様から忌憚のないご意見を伺ってきたところでございます。

そして本日の会議では、総務部会、財務部会ということで、組織の在り方や分賦金等の実務的な論点につきまして、協議を深めていきたいと考えております。

県といたしましては、高知県が全国に先駆けて人口減少が進んでいるという現状や、そういった中で消防の人材確保が実際に困難をきたしている消防本部があるという状況、また甚大な被害が想定されております南海トラフ地震の切迫度が高まっているということも鑑み、できるだけ早期に県一での消防広域化を実現し、県内全域で将来にわたって持続可能な消防力を確保していくことが必要だろうと考えているところでございます。

当部会の委員の皆様には、ぜひとも将来の消防のあり方を見据えて、大局的かつ広域的な視点で、建設的なご議論、ご意見を賜ればと思っております。

本日は何卒よろしくお願いいたします。

### 3 議事

#### （1）主な協議・意見交換事項

- ・「第1回総務部会及び財務部会における主な論点」の項目に沿って事務局から説明し、意見交換

※以下、質疑応答の内容を発言ごとに掲載

#### ①県推奨案による進め方

（安芸市 植野副市長）

先行的共同事業等について、最速令和11年度に一次統合という中で、令和10年度に設置する広域連合において人材確保事業の共同採用に全市町村の参加を呼びかけるということですが、これはもし最速の令和11年度に一次統合をするとした場合であっても、令和10年度に採用試験を共同で行うということでしょうか。消防の場合は、消防学校に行かせる関係があり、前々年度に採用試験を行い、（合格者を）1年間学校に行かせて、採用された翌年に現場に就くという流れですが、令和10年度の広域連合の設置の段階で、

採用試験を各市町村ではなく共同でやるということを伺っているのでしょうか。

（小笠原消防政策課長）

県推奨案でのイメージは、令和10年度に広域連合を設置して、広域連合として令和10年度に募集、試験、さらに採用までを行います。合格した方は、令和11年度に採用されますが、県の推奨案ではこのタイミングで消防本部の統合も行いますので、消防本部の統合後の組織に新規採用職員が入ってくる、といったスケジュールのイメージとなります。

（安芸市 植野副市長）

すると、もし一次統合が令和11年度よりも後ろにずれると、先行的共同事業の共同採用も後ろにずれるという意味ですね。

（小笠原消防政策課長）

方法としては、仮に消防本部の統合ができていなくても、広域連合は設置されていますので、広域連合の職員として採用することは可能です。現在ご提案しているのは、広域連合に統合されていない消防本部は別の組織ですので、広域連合の職員として採用をした上で各消防本部に派遣するという方法です。ただし、消防本部の統合ができていないと、給与の調整ができていない状態になります。今のところ、広域連合の新規採用職員の給与は高知市並みになりますので、各消防本部に派遣された新規採用職員と既存の職員の間で給与の格差が発生してしまうデメリットがあります。

（越知町 國貞副町長）

今後の議論のベースとして確認させていただきます。

2 ページの下の「〈参考〉意向調査（R8.1）」のところで、2 町が段階的統合を希望していたり、6 市町ができるだけ遅い時期を希望しているということですが、こういった理由でご回答をされているのか把握されているのであれば、お聞かせいただけますか。

（小笠原消防政策課長）

大きい理由としては、採用に関わる場所です。やはり人材確保に困っているところは共同採用や、できるだけ早期の統合を希望しています。一方で、現在人材確保に比較的困っていない市町村は、消防本部の統合のタイミングで行う給与の必要最小限の均一化の調整による財政負担の増加を懸念され、財政負担の増加のタイミングを遅らせたいという考えから、遅い時期を希望されています。

## ②議決スケジュール

（南国市 渡部副市長）

議会での議決について、南国市の議会でも、今月奈良県へ視察等に行かれておりまして、様々な意見を聞かれておりますが、そういった中では、なかなか簡単に議決が取れるような話ではないのかなというのを執行部では感じているところです。

その中で、令和8年6月議会時点での説明というのは、あくまで本部会の資料に基づく内容を説明するしかないのでしょうか。

（江渕部会長）

県では、これまでも県議会へ、毎議会に説明を行い、質疑応答も含め、危機管理文化厚生委員会でもその都度状況をご説明し、議論を行っているところでございます。

各市町村議会においても、これまでご説明いただいている市町村も数多くあると思います。各市町村議会において、その時点の協議会や各部会での議論の内容は、この協議会等で示している資料等を用いてご報告やご議論ができるかと思います。また、来月の

各市町村議会におきましても、先々週の実務協議会の資料や当部会の資料等を用い、議論の状況は各市町村の執行部からご説明できるかと思っておりますので、各市町村議会の議論の熟度に合わせてご報告いただき、各議員のご理解を深めていただくようにご尽力を賜ればと思っております。

（南国市 渡部副市長）

議会でもいただいたご意見の中で、南国市だけでは対応できないものにつきましては、当部会等で検討していただくということによろしいでしょうか。

（江洲部会長）

様々な論点が議員各位から出てくともあろうかと思えます。そういった新たな課題につきましては、必要に応じて、専門部会やワーキンググループ等で議論して詰めていければと思います。

また、議会へどのように説明したらいいのか悩まれる市町村もあるかと思えます。県議会で説明させていただく資料につきましては、市町村の皆さんとも共有させていただきます。県議会で説明する資料や実務協議会の資料等を活用して、それぞれの市町村議会の熟度に合わせてご説明、ご議論いただければと思っております。

（小笠原消防政策課長）

議会向けの説明資料や説明内容の情報提供について、先日来、依頼を受けておりますので、昨日各市町村、消防本部へ資料提供をさせていただきました。2つパターンを用意しておりまして、1つが5月12日に開催しました実務協議会の資料と、実務協議会で私が説明する際に手元に用意した読み原稿です。もう1つは、まだ細かい論点の説明までは至っておらず、そもそもの広域化の必要性を説明するための資料と、その読み原稿をセットでご提供させていただいております。この2パターンをベースに、各議会の状況に応じて、いらないものは除く等のアレンジをして、ご対応いただければと思います。それでフォローできないことがあれば、消防政策課にお問い合わせいただければ、個別に対応させていただきたいと考えております。

### ③法定協議会の運営方法・施行日等

（高知市 弘瀬副市長）

確認ですが、法定協の設置にかかる規約の議決案件は理解しておりますが、3月議会、6月議会、それぞれタイミングも採決もずれますが、例えば3月議会で34市町村の中の2つの市町村が否決された場合、6月議会にもし出すとしたら、32市町村での法定協議会の設置を図るという意味合いでよろしいですか。

（小笠原消防政策課長）

法定協議会に関しては、現在の我々の案としては、まずは議決を得られた団体で設置をしてはどうかと考えています。法定協議会の目的というのは、実施計画を決定することですので、実施計画の協議自体は議決を得た市町村でまず先行して始めることができるのではないかと考えています。そして、最終決定するタイミングでは、やはり34市町村の参加を目指すべきではないかというのが事務局としての現在の案となっております。

（高知市 弘瀬副市長）

例えば、高知市の場合、平成17年1月に鏡村及び土佐山村と合併をしましたが、その際の法定合併協議会を設立する際に、その前段で春野町が入っておりまして、春野町で4市町村の合併協議会が否決されました。ということは、高知市や鏡村、土佐山村も採決に至っていなかったもので、4市町村での設立分は廃案にして、3市村で再提出したという経緯があります。ですので、議会に諮るときは、あくまでも4市町村で合併協議会

を作る前提で議案を諮っておりますので、1町が否決したことによって3市村になったため廃案にして再提出しました。ですから、今回の件で言うと、3月議会で2市町村が否決された場合、34市町村の前提が崩れますので、我々としては34市町村ではなく32市町村の法定協を作る内容で議会に諮らなければならないのではないかと思います。ですから、34市町村前提で一気に議決をとる方法には我々は賛成ですが、法律上可能かどうか確認をしたいです。

(江洲部会長)

先ほど小笠原課長が説明した内容に補足させていただきます。

6ページの下段に「施行日等【案】」を書いておりますが、未議決団体につきましては、期限を付して再議決をお願いし、改めての議決を賜うよう働きかけていきたいと考えております。それでもなお、再度の否決ということになった場合に実施計画案をいかに改めるか、法的措置をどうするのか、議会の措置をどうするのかというのは詰めていきたいと考えています。

場合によっては、計画に位置づけた市町村が変わりますので、再議決が必要ならば、そういった措置も出てくるかもしれませんが、そういったことを回避する規約の書きぶりができないかということも研究していきたいと思っております。

(高知市 弘瀬副市長)

ですので、地方自治法の252条の2の2で法的に問題がないかの確認です。総務省の見解も聞いてみたいです。議決を1回で行うことには全然賛成ですが、事務手続的なものがきちんと合致しているかどうかの確認をぜひお願いしたいと思います。

(小笠原消防政策課長)

事務局でも課題ではないかと思っております。市町村が揃わなかった時にどうするかという問題は、それを踏まえた附則を設けることによって、規約の書きぶりとしてはクリアできるのではないかと思っております。ただ、もう1つは、ご指摘の地方自治法の議決のルールにそのやり方が則っているのかというところがありますので、これはきちんと国にも了解をもらった形で進めていきたいと思っております。

#### ④ 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法

(室戸市 黒岩副市長)

10ページに希望枠について記載がありますが、室戸市は現在志望者が少なく、人員確保に苦慮しておりまして、広域化の一番のメリットとして「人材確保ができるのではないか」ということで積極的に参加しております。その中で、志望枠に室戸が入っていない場合も、室戸に職員の方を配置していただけるのか確認したいです。

もう一点、全県枠と地域枠とありますが、地域枠は安芸方面なので、ある程度室戸市単独で行うよりは来てくれる可能性が高いと思います。その中で、先ほど高知市内の水準に合わせるところが経費的に厳しいという話がありましたが、例えば、全県枠は高知市内の枠で室戸に派遣されるなど、県庁や警察のような形式であることは分かります。地域枠も高知市に合わせるとのことですが、給与体系は全県枠も地域枠でも一緒なのではないでしょうか。全県枠をある程度優遇するのでしょうか。優遇しないと全県枠にあまり人が来ないのではないかと思いますので、どのようなお考えでしょうか。

(小笠原消防政策課長)

10ページの資料は、人材確保の肝になる共同採用の仕組みを書いています。これはあくまで共同採用の細かい手続きまで決めきったものではなく、このようなやり方をベースにすれば、ご本人の希望も一定考慮しながら、各消防本部に人材を配置することができるのではないかとイメージしますので、当然希望の聞き方等も今後検討の余地はあ

るのかなと思います。我々も、職員の希望だけ聞くと職員を全県にバランスよく配置できないという事情は十分理解しております。一方で、本人の希望を踏まえないような人事をすると、職員にとっても組織にとっても良くない形になってしまうと思いますので、そこは一定の配慮しながら、例えば第3希望までの配属が叶わないような試験の結果になったとしても、第4希望、第5希望だったら消防職員になれる道はある、といったやり取りを面接等の際に行うことももしかしたら可能かもしれません。また、中山間地域など、人材確保に困っている消防本部に職員を配置するために、例えば数年間のスパンで消防本部を回ってもらうような人事ローテーションの仕組みを検討する必要があるのではないかと考えておりますので、そういった実務的なところを、今後皆さんと協議をしてみたいと思っています。

(江渕部会長)

補足しますと、消防広域化の大きな目的の一つが消防の人材確保でございますので、人材確保に困っている地域が消防職員不足とならないように、皆さんと建設的にご議論しながら、良い仕組みを考えていきたいと考えておりますので、アイデアがありましたらぜひお寄せください。

(室戸市 黒岩副市長)

全県枠と地域枠では、待遇は一律ということですか。

(小笠原消防政策課長)

基本的に全県枠と地域枠で給与の差をつけることは現時点では考えておりません。同じ仕事をしている以上、差をつけるのは理屈が立たないのではないかと考えています。

(安芸市消防本部 島崎消防長)

共同試験を令和10年度に行うということは、令和10年度に試験をして、共同採用で令和11年度に本部付けで採用して、その年に消防学校に行って、令和12年度にそれぞれの署に配属という流れになりますか。

(小笠原消防政策課長)

令和11年度の時点で消防本部の統合ができているのであれば、広域連合の職員として、一つの大きな組織として採用をします。そして、広域連合の職員として消防学校に行ってもらって、配属先は広域連合の中の人事異動で署に行ってもらうというイメージで考えています。

(安芸市消防本部 島崎消防長)

実質、消防隊に入るのは令和12年度からというイメージですね。

(江渕部会長)

消防学校は上半期でございますので、下半期から各消防署所に配属されます。ですので、令和11年度後半からとなります。

(いの町 濱田副町長)

意向調査を5～6月と9月頃の2回行うとのことですが、先行的共同事業については8ページの(2)に書いているように、5～6月に行う市町村の意向調査で参加市町村を決定するという理解でよいのでしょうか。

(江渕部会長)

8ページに書いておりますとおり、我々としては今回の意向調査をもとに、実施計画

案にそれぞれの市町村の参加時期等を記載させていただきたいと考えております。早めにどの市町村がどの時期から参加するのか等がある程度固めた方が、その後のお話もしやすいだろうということで、できれば8～9月頃の第2回実務協議会で実施計画素案をお示ししたいと考えております。今回の意向調査の依頼文書にもその旨を記載させていただいております。

(いの町 濱田副町長)

意向調査を確認しておりませんので申し訳ないですが、今回の5～6月の意向調査の回答結果は、市町村名を全て公表されるということでしょうか。

(江渕部会長)

全てということではなく、例えば先行的共同事業の範囲につきましては、少なくとも記載することを前提に調査をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

#### ⑤組織構成や職員配置等の案、3交替制の導入の検討

(土佐清水市 早川副市長)

3交替制について、本市では3交替制を行っておりますが、今は1隊あたり9名で行っておりまして、将来的には1隊10名、11名にするというような考えの中で今3交替制を行っているということを認識させていただきたいと思っております。まだ数字が変わってくるのかなと思っております。

それと職員が非常に少ない中での3交替制の導入を考えるに当たって、令和13年度以降に検討するという考え方が理解できておりません。ここまで先延ばしにするということは大変重い課題だと認識をしております、この点についてどう考えて、どう議会に説明すべきなのかということが非常に悩ましいと思っておりますので、今一度考え方をお示しいただきたいです。

(小笠原消防政策課長)

交替制の議論をする際に、2交替制、3交替制で一概に判断ができるものではないです。先ほど早川副市長からお話のありましたとおり、1隊あたりの人数の余裕で負担が変わってきますので、仮に3交替制で行うとしても、1隊の人数が少ないと非常に負担が大きいものになってしまいます。逆に2交替制でも人数に余裕があると、休暇や研修の枠ができ、余裕ができますので、2交替制、3交替制だけで判断するのは難しいという側面があります。

その上で、令和13年度からの考え方ですが、やはり3交替制を導入するために職員の数を増やすとなると、それに見合う財源の確保が必要になってきます。消防広域化において費用の節減効果が生まれるのは指令システムとデジタル無線の共同整備だと見込んでおりますが、これも実際に契約まで進まない金額が確定しません。その契約のタイミングが令和13年度頃と考えていますので、契約金額を見て、その際の節減効果を実際に見て、その使い道の1つとして3交替制という選択肢もあると思いますので、契約のタイミングで節減効果を見た上で判断するやり方はいかがでしょうかとご提案させてもらっています。

(土佐清水市 早川副市長)

「②3交替制勤務導入の所要額及び財源の分担についてどう考えるか」のところ、関係市町村で負担するか全市町村で負担するかによって分賦金はかなり変わってくると思っております。例えば3交替制の消防本部では人数の変更が無いとして、2交替制のところは3交替制になった時に、その分を全市町村で負担すべきかどうかは、大変慎重に検討すべきかなと思っております。

(小笠原消防政策課長)

事務局としても非常に大きな論点になると思っています。意向調査をする中でも、やはり同じ組織である以上は、勤務形態を統一すべきではないかというご意見も一定数いただいておりますので、例えば、一つの組織で同じ勤務形態にするというのが全市町村の共通理解になるのであれば、その費用についても全市町村で負担するというやり方もあるのではないかという主旨で書いております。ですので、ここはまさに皆さんの協議で決定すべき論点だと思います。

(江渕部会長)

一方で、すでに5月12日に開催した実務協議会の中でもご意見をいただきましたが、3交替制に統一するために職員を83人増やし、年間6.7億円の負担増はできないと明確にされている市町村長もおられます。

財源を増やすことができないということであれば人員を増やせませんので、いかにそういったお考えの市町村とバランスの取れた計画にしていくか、知恵を絞っていききたいと思います。そういった中で県として考えた知恵が、各市町村の判断を尊重する多様性尊重型、つまり2交替制でいくならば、当面そのまま2交替制を続けるという判断もありではないかと考えております。そういった多様性尊重型の対応に軸足を置いて、関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請してはどうかとしております。

(越知町 國貞副町長)

3交替制、2交替制の選択について、先ほど土佐清水市の早川副市長から話があったとおり、今後の分賦金等に大きな影響があると思っておりますが、同じ広域連合の一つ組織の中で勤務形態を統一する方向の中で、現状3交替制をしている5市の消防本部について、勤務形態を2交替制に統一することは現実的に可能でしょうか。

(江渕部会長)

高知市からは3交替制を前提にしたいと聞いておりますけども、高知市さんの勤務形態を2交替制に移行できるかというご質問に対し、高知市さんのご意見はいかがでございましょうか。

(高知市消防局 西川消防局長)

高知市が3交替制にした経過は、平成10年前後から検討を始めまして、約10年間、2交替制から3交替制に移行するよう検討して、その間に試行を繰り返した結果、職員体調面を考えたら3交替制が良いだろうということで3交替制しております。やはりその結果を踏まえて、高知市としては3交替制で行きたいと考えております。

(越知町 國貞副町長)

そうすると、今後は2交替制と3交替制が混在する形でいくのか、あるいは3交替制に統一するのかという2つの論点という理解でよろしいでしょうか。

(江渕部会長)

その通りでございます。我々が3交替制導入について検討が必要としているのは、1月の意向調査では、「統一すべき」、「どちらかといえば均一化が望ましい」という回答が24市町村で、半数以上でございました。その市町村の皆さんのご意向を捉まえば、3交替制の導入を検討すべきではないかということで、「人員を83人増せばできる」「6.7億円負担増やせばできる」等の提案をさせていただいております。しかし、実際の意見を生で聞きますと、「負担はできない」と明確におっしゃる市町村もあります。改めて意向調査を行っておりますが、その結果を見ながら、やはり現実的には3交替制

は難しいという意向が増えれば、現在2交替制で地域の消防力を確保できているところは引き続き2交替制を続けて負担増を無くす、各地域の状況によってバラバラでも良い、という「多様性尊重型」の判断もあり得るのかなと思っております。皆さんの意向次第でございます。

(佐川町 田村副町長)

これは財政負担に大きく関わる事項だと思っておりますが、「多様性尊重型」について、実施計画案ができる際に、もし多様性尊重型で行こうとなった場合には、そのような実施計画案で取りまとめるということではよろしいでしょうか。

(小笠原消防政策課長)

そのイメージで考えています。

具体的な各消防署ごとの勤務形態まで全部並べて書くかどうかは別ですが、少なくとも多様性尊重で行くのであれば、その考え方は分かるような書きぶりを実施計画案に盛り込んでいくというイメージで考えています。

(佐川町 田村副町長)

実施計画案には、方針が決まれば、具体的に分かりやすい表現になるということですね。

(江渕部会長)

実施計画案の最終の取りまとめは、昨年度は県で基本計画を作りましたけども、今年度は皆さんと共に、実施計画案を決定したいと考えておりますので、最終の文書案を見ていただいて、皆さんにご了解いただいたものが実施計画案になりますので、書きぶりについては、最終版を見ていただきながらご意見を賜りたいと思います。

(安芸市消防本部 島崎消防長)

お願いになりますが、2交替制と3交替制で様々なお話をして、この資料の中では3交替制ありきで進んでいるような気がするのですが、全国的には2交替制が約70%を占めていますし、実際東京消防庁も2交替制でやられているのではないかと考えております。

なので、3交替制が良いのか、2交替制が良いのかという議論をしっかりとした上で、消防吏員の勤務体制を充実させる方向で分析をしていただいて、答えを出し、統一的にまとめていく形で進めていただいた方が良いのではないかと思いますので、よろしくお願い致します。

(小笠原消防政策課長)

今の消防本部の交替制が、まさに地域の実情に応じて判断された制度になっており、我々としてはそれをまずは継続していくのが1つのやり方ではないかと考えております。財政負担の議論が多くなっておりますが、そもそも将来的に消防職員が確保できるのかという大きな問題に直面すると思っております。

ご指摘があったとおり、全国的に見ると3交替制が少数派ということもありますし、実際に人が採れなくて3交替制から2交替制にせざるを得なくなったと思われるような事例も他県では出てきています。我々も現在の考えを10年、20年先まで継続するというつもりも無く、やはり広域連合の発足後も社会の状況に応じた勤務形態に見直しをすべき状況になると思っておりますので、まずは現状の考え方でスタートするのはどうかというご提案でございます。

(安芸市 植野副市長)



21ページの「③どの時点からの適応を想定するか」において、「令和13年以降に検討、実行することとしてはどうか」とありますが、財政負担の問題が実際に大きく、この議論をする際はどうしても財政負担が一番前に出てきてしまいます。その中で、節減効果が分かった段階で、その効果を見ながら3交替制への移行を判断するというのは運用上やりやすいのではないかと考えています。しかし、3交替制に必要な人数を見ていただくと分かるのとおり、例えば来年度から3交替制に移行する場合、その人数を一気に採用できるのかという課題があり、場合によっては2、3年かけて段階的に採用していく必要があるのではないかと思います。広域連合で採用するとしても、例えば安芸市で7人、室戸市で9人必要な中で、各市町村の採用時期が被るため、なかなか厳しいのではないかと考えています。そうなった際に、どのような調整を行うかが課題だと思われます。私としては令和13年度以降に節減効果を見た上で、その2、3年後に3交替制に移行するという方法が適宜対応しやすいのではないかと考えていますが、採用の調整はどうされるのかお聞きしたいです。

(小笠原消防政策課長)

ご指摘のとおり、令和13年に節減効果が判明して、翌年度に一気に採用していくことは現実的ではないと思っています。そのため、段階的に、1年あたり1人から2人程度通常の採用より人数を増やすことで、2年後、3年後に3交替制を実現するというやり方になると思っています。

お金の問題もありますが、一番心配してるのは、人口減少の状況がかなり厳しくなっている点です。そもそも応募者が集まらない状態になっている可能性もあります。3交替制の導入を希望し、必要な財源も確保しているにもかかわらず、職員が確保できないという現実的な問題に直面する可能性は十分にあると考えられます。そうなった場合には、その時点でベストな判断を行わざるを得ないような状況になると思っています。

#### ⑥給料、諸手当等の処遇の均一化の方向性

(佐川町 田村副町長)

25ページに「必要最小限の均一化」と記載されていますが、これから作成する実施計画案には、ここに示されている内容以外に検討される項目が出てくるのでしょうか。現時点で何かあれば教えてもらいたいです。

(小笠原消防政策課長)

現在ご提案している給与の考え方以外には、高知市の消防職員の給与に完全に合わせるという方法があります。つまり、現在の各消防本部で20年勤務された方と高知市消防局で20年勤務された方の給与は異なりますが、広域連合が設置されるタイミングで全ての20年勤務された職員を高知市で20年勤務した職員と同じ形に合わせるというものです。これを「給与の再計算」と呼んでいます。こういったものを「必要最小限を超える均一化」として、基本計画でも選択肢の一つとして記載させていただきました。しかし、さらに財政負担が増えることや、他の職種との給与のバランスが崩れるといったご意見もいただいておりますので、県としては「必要最小限の均一化」という方法が良いのではないかとご提案をさせていただいている状況です。

(佐川町 田村副町長)

ということは、実施計画案でもこれで提案されるということですか。

(小笠原消防政策課長)

ただし、問題は、別冊資料に方面別部会でいただいた主なご意見を記載しておりますが、どうしても財政負担の部分が論点にはなりがちですが、給与体系というのは、財政

負担の問題よりも先に、あるべき給与体系について議論した上で、その後に財政負担をどうするかという議論を行うのが筋ではないかといったご意見をいただいています。そのため、現時点で完全に「必要最小限の均一化」について皆さんと完全に合意形成ができていないという状況ではないという認識ですので、協議が必要な項目だと思っています。

(越知町 國貞副町長)

方面別部会の際に、「高知市消防職の給料表とその他の消防本部が使用している給料表の中身が分からないが、直近上位のバランスはどうなっているのか」という質問をさせていただき、今回26ページには、方面別部会では無かった資料を付けていただいております。

その中で、「4級以上については高知市消防職給与表と他市町村の行政職給料表は、3級19号給以上は同一」という表現がありますが、これは県下全てにおいてこの状況と認識してよろしいですか。

(小笠原消防政策課長)

給料表自体は同じですが、運用方法が異なっております。

(越知町 國貞副町長)

今後の均一化というと、先ほど述べられた「給与の再計算」の他にも、各種手当等があると思われますが、これらはどのタイミングで実施していくのでしょうか。この点は市町村の財政負担増加のタイミング等に繋がってきますので、今後はもう少し詳しい資料の提示をいただきたいと思います。

(小笠原消防政策課長)

給与調整を行うタイミングというのは、消防本部の一次統合の際になります。各消防本部が広域連合に統合するタイミングが新しい組織へ移行するタイミングなので、給与調整はそのタイミングで行う必要はあると考えています。ただし、これに伴って財政負担が増加するため、統合の時期は遅い方が良く考えている市町村長もおられるというのが現状です。

(越知町 國貞副町長)

このことについては、一定のタイミングで、欲しい資料等があればお願いしたいと思っておりますので、ご提示をよろしくお願いします。

(江渕部会長)

具体的にどのような資料が判断に必要なかをご提示いただければと思います。県としてはできる限りの要求の期待に応えて、知恵を絞って資料を作ってまいりたいと思います。

(梶原町 西村副町長)

給料表の関係ですが、第1回方面別部会の際に、高知市の消防局は何に基づいて給料表を作成しているのかという質問をしたところ、公安職の給料表を参考にしているというご回答をいただきましたが、この資料の中で「行政職の給料表の3級19号級以上は同一」との記載がありますが、公安職の給料表を使いながら行政職の給料表も使っているということでしょうか。

(小笠原消防政策課長)

実際の給与の金額を比較した時に、結果的に一緒になっております。

(梶原町 西村副町長)

私のイメージでは、公安職の給料表は行政職の給料表と比べて若い職員の給料表が高く、徐々に下がっていくとか、伸びが少なくなってくる。対して行政職は徐々に上がっていくので、そこでバランスが取れているという認識ですが、新たな給与表になるとしたら、その給与表の見直しをしっかりとっていくという判断でいいんでしょうか。

(小笠原消防政策課長)

現時点では今の高知市の消防職の給料表をベースにしてはどうかという考えです。

(梶原町 西村副町長)

そうなると公安職の給料表と高知市の給与表は皆さんに最終的にお示しができるという理解でよろしいでしょうか。

(小笠原消防政策課長)

消防職の給料表は条例や規則で規定されていますので、現時点でオープンになっている情報ですので、我々も見ながら様々な試算を行っています。

(梶原町 西村副町長)

気になるのは、何に基づいて給料表が作成されているのかという基本的な情報が無いといけないのかなと。梶原町は地方公務員法であったり、国に従って作成しておりますので、最終的にそこら辺を分かりやすく教えていただきたいです。

(土佐清水市 早川副市長)

給料表の関係ですが、本市の給料表は国に準拠して行Ⅰで作成しています。高知市の消防職の給料表を見ると、1級から3級が額が異なります。4級以降は行Ⅰと同じです。そういった違いがあったので、先ほど質問があったように、こういった形で作られているのかなということが大変気になっておりました。

また、議会の質問でも、実際高知市と本市の給与がどれくらい異なるのか、例えば生涯賃金が異なってくるのか、といった質問を受ける可能性があると思います。各市町村でまちまちだと思いますが、一定の目安となるモデルケースを、例えば高卒で入って昇給をしていった場合の生涯賃金や、その差額を示した資料があればありがたいと思っています。よろしくお願いします。

(小笠原消防政策課長)

現時点のシミュレーションの条件としては、全ての市町村及び消防本部を網羅できているわけではないのですが、一部の消防本部にご協力いただき、職員によって成績や昇給の仕方はバラつきがありますので、標準的な職員の昇給のモデルケースを作成していただいて、それをベースに試算をしております。

高知市以外の給与表は同じですので、1つの消防本部を抽出する形で行うと、大体の財政負担の全体額の把握はできるだろうという形になっております。もし、各市町村消防本部単位をご希望であれば、少しお手数かもしれませんが、市町村や消防本部の方にもご協力いただいて、各市町村及び各消防本部のモデルケースの情報を提供いただければ、それを基に比較して財政負担の変化を出すということもできるかと思います。

#### ⑦財産（不動産及び償却資産）の取得等の手法

〈意見なし〉

#### ⑧分賦金の具体的な負担ルール

(南国市 渡部副市長)

分賦金の案分ルールについて、基準財政需要額割と救急出動件数割ということになっ

ておりますが、基本的には基準財政需要額には救急部分も含まれており、本来的には基準財政需要額のみで案分すると公平感がありますが、応益負担の観点から、救急出動件数割が50%になっていると思います。これには医療機関同士の搬送による出動件数も含まれて、医療機関の多い市町村の比重が大きくなるのですが、そこはどのような形で議会等に説明したらよろしいでしょうか。

（小笠原消防政策課長）

基準財政需要額と実際の決算額の消防費を市町村単位で見ると、乖離があるというのが現実だと思っています。その中で、基準財政需要額という応能の部分だけで判断すると、その辺のバランスがあまりにも取れていない分賦金のルールになってしまうのではないかという考えから、応能と応益の二つの観点で分賦金のルールを設定してはどうかというご提案です。この項目自体、これで進めると決まったものではなくて、別の観点を入れるとか、割合を変えるなど、今後の議論で最終決定すべきものと思っています。現時点では県としてはこのやり方がいいのではないかというご提案です。

（南国市 渡部副市長）

これから検討をしていただけるというところでしょうか。

（小笠原消防政策課長）

具体的な指標や割合をご提案いただければと思うのですが、南国市は基準財政需要額割100%が良いというお考えでしょうか。

（南国市 渡部副市長）

どのように応益割を考えるかということになると思うので、基幹道路とか交通事故といった発想とかも出てきます。それと、中心部はどうしても交通事故による出動件数が増えてきます。この点については南国市以外の市町村も、交通事故等による件数が加わっているというご意見を持っていると考えておりますので、県全体としてどのように考えていくのかというところでの回答を今後南国市も検討する必要があります。この点については県全体で考えていくという話を出せば、少し説明しやすいかなというところでございます。

（小笠原消防政策課長）

実務的に正直なところを申し上げると、あまり多くの要素を入れすぎると逆に混乱するのではないかと考えております。1つ要素を入れ始めると、「じゃああれを入れよう」というところが実務的に出てくるのではないかとこの間もあります。現在の案は、他県の広域化の事例を参考にしながら、主な指標の事例も調べた上で、現在の応能と応益の50%・50%であれば、比較的理解が得られるのではないかとこの間もご提案の状況でございます。

繰り返しになりますが、これで決まったわけではないという状況でございます。逆に我々もアイデアをいただきたいと考えております。それに応じたシミュレーションもできればと思いますので、よろしくお願いします。

（香南市 北村副市長）

別紙9-1でも、やはり本市の負担がなかなか大きくなっております。別冊2の資料の中で、方面別部会でも意見も出たようですが、現時点で財政支援を検討しているのでしょうか。また、代替えの財政支援や今後の方向など、県の考え方について教えていただけますでしょうか。

（江洲部会長）

県の財政支援につきましては、市町村からいくつかご意見を伺っているところでございます。県といたしましては、消防費は国からの交付税で現状成り立っているということを鑑みまして、まずは市町村の財政強化に向けて、財源の責務を負っている国に財政の強化を行っていただくことがまず第一ではないかということで、県としては国への政策提言を行っているところでございます。4月にも知事が消防庁長官のところに参りまして、財源の強化、特に小規模消防本部の財源の強化や、あるいは指令システムやデジタル無線の更新に際しては、緊急防災・減災事業債という非常に有利な財政制度もありますが、期限付きでございます。そのため、この期限を撤廃して恒久化すること、あるいはそれと同等以上の財源を構えることなどを政策提言させていただきました。今後も引き続きそういった国の財政措置の強化を働きかけていくということがまず第一でございます。

その上で、県としての財政支援につきましては、今後この広域化に向けまして、市町村の合意形成がしっかりできた段階で、県として市町村の財政負担の変動ができるだけ少なくなるようなスタンスで、財政負担の変動要因もしっかり分析して、例えば香南市の負担が大きい要因を分析し、改善の余地がないかなども含めて検討しながら、できるだけ市町村の財政の変動がないような形にするべく、方向性や考え方をできるだけ早期にお示ししたいと考えています。

(越知町 國貞副町長)

今、香南市さんからお話がありましたし、各首長からも県の財政負担についての話が出ています。消防組織法で、消防は市町村事務とされており、市町村消防の原則があることは当然理解をしておりますが、例えば、国策を行う際に、高知県も当然それにかかるイニシャルコスト等を国に財政負担をお願いしに行くというスタンスであると思います。今回はある意味、県策というようなことでありまして、それに伴う各市町村の財政負担増について、今のところ既存事業にしか県は負担をしないということなのではないかと思っております。

知事が政策提言をされていることも十分認識をしていますが、それが今回の県一消防に間に合わないかもしれないというような話も出ておりました。

例えば県策でやるということに関して、イニシャルコストの部分に県費を投入するというお考えはあるのでしょうか。先ほどの江渕部長のお話では、少し濁されたように聞き取りましたが、少しその辺りをお聞かせいただきたいです。

(江渕部会長)

まずは国へ財政支援の政策提言をしました。「間に合わないかもしれない」というのは、県の勧告権といった別の提言の項目について、かなり先のことになるかもしれない、後発の広域化を目指す自治体に向けたことになるかもしれないということで、「間に合わないかもしれない」と（知事が話されたと承知しています）。国の財政支援強化策については（高知県の広域化に）間に合うように、直ちにという思いで政策提言をやっております。

県の財政支援につきましては、今の段階でははっきりと申し上げられず、包んだ言い方となり恐縮ですが、1つ言えるのは、人件費については、消防組織法上市町村で負担するようになっており、そのための財源も交付税措置されていますので、そこは決まっています。

一方で、ハード整備的な施設整備については、県も支援できなくはない法律になっておりますので、財政支援するならハード施設が念頭になってきます。その考え方につきましては、先ほど申し上げたような考え方でもって然るべきタイミングでお示ししたいと思っており、我々も内部調整を進めていきたいと考えております。

(南国市 渡部副市長)

シミュレーションの結果について、南国市につきましては、消防指令システムやデジタル無線等の影響を受けまして、減額という形ではありますが、かなりの影響があります。これはあくまでも緊急防災・減災事業債があることが前提ということになりますので、その時点で緊急防災・減災事業債があるかどうかは不明という中で、これくらいの効果があると言えるのでしょうか。

県が頑張っていたいているという話は伺っておりますが、もし緊急防災・減災事業債が継続できなかった場合については、「ごめんなさい」というような形で、防災対策事業債の広域でしたら充当率90%の交付税措置率50%ですので、交付税措置率が70%から45%まで下がる形にはなるかと思いますが、この説明を議会に示した上で、最終的に異なる結果になると、この結果が全く正しいものではないというような形になってしまいます。市としてもそういった形で説明をしていくのであれば、その分について「県がどうなっても見る」というような確約を言っていただけると非常にありがたいです。そうでなければ、この数字を直接的に説明しづらいところもあります。そういったところについてはご検討はされていますでしょうか。

過疎債を打てる市町村におきましては、そういった心配はないかと思います。緊急防災・減災事業債から過疎債に変わっても、交付税措置率はどちらも70%で変わりませんが、過疎債を打てないところにつきましては、交付税措置率が下がる結果になります。それらを踏まえると、南国市として説明がしづらいものがあるのですが、それについて少しお答えいただきたい。

(江洲部会長)

ご存知の通り、緊急防災・減災事業債は非常に有利な財源でございます。広域化を進めるにあたって指令システムを更新、共同化する場合には、現在、緊急防災・減災事業債が使えます。これは参加する全ての市町村が使えるスキームでございます。

ただし、これには期限がございます。令和12年度までとなっております。実際に我々が整備する年度に継続されているかという懸念や心配によりご質問されておりますが、我々もそういったことがないようにということで、先ほど申し上げましたとおり国へ政策提言をしております。緊急防災・減災事業債の恒久化をお願いする、あるいは広域化を全国で行っていかねばならないことを念頭に、緊急防災・減災事業債と同等以上の財源措置を構えることを政策提言にさせていただいているところでございます。

これまで緊急防災・減災事業債につきましては、継続延長されてきた経緯がございます。南海トラフ地震対策に非常に有効な財源でございますので、関係する知事会等でも緊急防災・減災事業債の延長や恒久化について非常に重要なテーマですので、働きかけを続け、昨年度に延長された経緯がございます。

引き続き県単独だけではなく、全国知事会等、全国の自治体と力を合わせ、また市長会や町村会の皆さんとも力を合わせて、緊急防災・減災事業債の延長を実現させていくということが大前提であります。

仮に緊急防災・減災事業債が延長されなかった場合には、その時点での有利な財源を模索していくということになるかと思いますが、現時点ではそのシミュレーションは行っていない状況です。どうしても試算が必要だということであれば、今の既存の財源でどうするかを考え、既存の財政措置も延長するかどうか分からないという堂々巡りにはなってきますが、緊急防災・減災事業債ではない財源でのシミュレーションは出来ないことは無いですが、現時点ではしっかりと国に、有利な財政措置を拡充していただくことをお願いし、それに向けて取り組んでいくのが良いと思います。

財源がどうなるかについては、必要に応じてシミュレーションを示すこともできるかと思います。

(南国市 渡部副市長)

どうしても議会对応という形で、将来的な話についても示していかないといけません

ので、「緊急防災・減災事業債が延長されなかった場合についても、県の支援がしっかりある」という説明をさせていただきたいです。

(江渕部会長)

県の財政支援につきましては、繰り返しになりますが、どういったことができるのか、その考え方はできるだけ早期に庁内で議論して、皆さんの前で説明ができるようにしてまいりたいと思います。

(小笠原消防政策課長)

事務局からの質問になって恐縮ですが、例えば南国市が今使用されている指令システムは、広域化をしなかった場合、当然10年後に更新の作業が必要だと思います。次回の個別整備で更新する際に緊急防災・減災事業債が廃止されていた場合、どのように対応するのか、将来的にどうするのか、といった議論はされているのでしょうか。

(南国市 渡部副市長)

あくまでも執行部としては広域化に参加、協力させていただきたいという気持ちは大きいのですが、議会对応等の兼ね合いで、「単独で」という話になることも少しは想定しておく必要があるという状況です。その中で現在、指令システムについて、これまでと異なり、近隣市町村におきましても金額が下がるような形での導入が可能になってきている現実があり、非常に説明しづらくなってきております。

現在の状況で言うと、県一の広域化で指令システムを整える方が効率的という形で説明をしておりますが、そういった実情が異なっており、単体で整備した方が安くなる可能性が出てきている状況もありますので、非常に説明しづらいです。

(江渕部会長)

追加で質問ですが、指令システムを安く整備できるというのは、指令システムのサービス水準を落とすことで安くできるということですか。

(南国市 渡部副市長)

今の水準のものが以前導入した経費よりも安価に入れることができるということです。民間のタクシーの配車の事業で使われているシステムがどんどん活用されるようになって、比較的安価なものもできているという話も聞いております。

(江渕部会長)

そのような安価なシステムがありましたら、広域化に際しても共同の指令システムに使えるかと思っておりますので、是非ご紹介いただければと思います。同じようなレベルのシステムを県一で整備した場合と単独で整備した場合を比較すると、おそらく単独で指令システムを更新するよりも広域化で共同指令システムを整備する方が、スケールメリットを生かして、どのような財源であっても、南国市としてはおそらくスケールメリットを生かした財源的に有利なものになるのではないかと思います。また、サービス水準を落とさずに安価に整備ができるシステムがありましたら、ぜひ皆さんと共有しながら検討していければと思っております。

(南国市 渡部副市長)

規模感など様々な観点からの検討が必要かと思っておりますが、そのような形の提案も出てきている状況ですので、市町村において予算化していく上では、財政的な優位性を考えることが必要になります。業者選定におきまして、そういったところをしっかりとご検討していただければと思っておりますし、情報がありましたらまたお伝えさせていただきたいと思います。

(江渕部会長)

システムの調達方法は、様々な方法がございます。具体的な調達方法については、皆さんにとって有利なものになるよう、然るべきタイミングで協議しながら進めていきたいと考えております。

## (2) その他

(土佐市 片山副市長)

2点お願いです。「方面本部で何をするのか」の議論もワーキングで行うということでしたが、今回事務分掌も出していただいたということで、高幡消防組合消防本部をモデルにしていたと思いますが、実際に災害が起こった時にどうかなという部分がございます。現在、土佐市は単独消防であり、災害対策本部に消防長もいるため、指揮命令が非常に早い中で、今後方面本部や連合本部が出来た後はどのような連携になっていくのかという実務的な部分の不安がありますので、その議論をお願いしたいと思います。

また、本日は朝から部会に出席させていただいておりますが、ワーキンググループでの回答が非常に多いと思っております。非常にボリュームが多いと思っておりますので、ワーキンググループで積極的な議論をお願いしたいと思います。

(小笠原消防政策課長)

災害時の指揮命令系統について、以前から「広域化後は大丈夫なのか」といったご指摘をいただいております。基本的には市町村の災害対策本部に消防署の幹部職員が行き、情報共有をします。その上で、方面本部というのはあくまでその方面ブロック内の調整役といったイメージですので、基本的に消防署と市町村が直接的に連携を取る体制を作ることが必要だと考えております。

それから、ワーキンググループについては、ご指摘のとおり、かなり論点が多くなっており、時間が必要かと思っております。1つ1つの物事について、どうするのか決めていくフェーズに入っていると思っております。我々も、消防職員の皆様から昨年度1年かけてお話を聞きし、消防業務の内容を勉強させてもらいながら、今の実態を踏まえるこの形がいいのではないか、というものをご提案させてもらっています。

どうしてもメリットだけではなく、メリットとデメリットがセットになってくるような案もあります。しかし、現状のままでいいのか、広域化後の仕事のやり方がいいのか、という選択を迫られるフェーズになってきています。現在の案に問題があるのであれば、それに代わる案をご提案いただき、各論点において「少なくともワーキンググループとしてはこのやり方が良いのではないか」というものを決定していく作業を行いたいと思っております。この点は特に消防職員の皆様を中心にご協力をいただく面になろうかと思っておりますので、改めてお願いしたいと思います。

## 4 閉会（部会長あいさつ）

部会員の皆様におかれましては、本日も熱心にご議論を賜りまして、誠にありがとうございます。消防広域化に向けました様々な論点がございます。先ほど片山副市長からもご指摘がありましたように、今後ワーキンググループで詰めながら進めていきたいと思っております。なお、本部会につきましては次回は7月を予定しております。

市町村の皆様におかれましては、6月議会が始まります。我々も県議会の6月議会が始まります。各市町村議会の議員各位のご理解が深まりますよう、市町村の皆様からご説明をしていただきながら、議員の理解も深めていくよう、ご尽力を賜ればありがたいと思っております。

引き続き皆様にご協力をお願い申し上げ、本日の部会のお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。